

## 監理技術者等および現場代理人の直接的かつ恒常的雇用関係の確認書類について

マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行が行われないことから、事後審査における健康保険被保険者証での雇用関係の確認は、令和7年12月1日までといたします。そのため、雇用関係の確認書類については次に掲げるいずれかの書類の写しをご提出ください。

- 監理技術者証の写し
- 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し※
- 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し※
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- その他雇用関係を証明する書類  
（市区町村が発行する住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し等）

※被保険者等記号・番号および基礎年金番号等を黒く塗りつぶすなどしてマスキングをしてください。